



- 東みよし町に住民登録のある方で、令和6年1月1日以降に出産し、県外の医療機関で産婦健診を受診した場合、健診費用を請求に基づき払い戻しします。払い戻しを希望される方は、必要書類を添えて請求してください。ただし、産婦健康診査受診票の項目を実施できなかった場合は、助成対象外となる場合があります。
払い戻し金額は、東みよし町の定める産婦健康診査基準単価を上限とします。産婦健診の助成は県内外合わせて2回までです。
- 受診後、速やかに請求手続きをしてください。特に3月受診分については、4月10日までに請求してください。

請求に必要なもの

1. 産婦健康診査請求書（手続き来庁時にお渡ししたり、ホームページよりダウンロードすることもできます）
2. 印鑑
3. 領収書
4. 振込先口座が確認できるもの
5. 母子健康手帳（「出産後の母体の経過」の欄が記載されているもの）
6. 東みよし町すくすく手帳にある産婦健康診査受診票〔受診回数分〕
（主治医の先生に健診結果と先生の氏名の記載を必ずお願いしてください）

請求及び相談窓口

東みよし町健康づくり課 ☎82-6323
東みよし町子育て世代包括支援センター「くるみ」 ☎87-9633